

令和三年七月十二日付け広島県報（号外）第三十六号に登載の広島県条例第二十八号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の公布日を次のように訂正する。

総務局総務課長

区分	
誤	令和三年七月二十六日
正	令和三年七月十二日